

議案第141号

飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について

飛騨市ロスト・ライン・パーク条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

鉾山の町として歩んできた歴史と文化を伝える旧神岡鉄道や鉾山に関する財産を活かした施設を整備し、市民の関心や知識の向上及び地域の観光資源としての活用に供し、市の活性化を目的とした施設の設置に伴う制定

飛驒市ロスト・ライン・パーク条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、飛驒市ロスト・ライン・パークの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、鉱山の町として歩んできた歴史と文化を伝える旧神岡鉄道や鉱山に関する財産を活かした施設を整備し、市民の関心や知識を深めるとともに、観光資源としての活用に供し、市の活性化を図る。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 飛驒市ロスト・ライン・パーク

位置 飛驒市神岡町東雲1327番地2

(指定管理者による管理)

第4条 市は、飛驒市ロスト・ライン・パーク（以下「施設」という。）の管理を法第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第11条まで及び第14条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用权」とあるのは「利用権」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

(指定の手続き)

第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年飛驒市条例第272号）に基づき指定するものとする。

(休園日)

第6条 施設は、無休とする。

(使用の許可)

第7条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

(使用权の譲渡の禁止)

第9条 第7条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第10条 使用者は、施設を使用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 詐欺その他の不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

2 使用者が、前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市長はその補償の責を負わない。

(使用料)

第12条 施設の使用料は、無料とする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、当該指定を受けた施設(以下「指定管理施設」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定管理施設及びその附属施設の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 前項の規定は、第11条の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 故意又は過失により、施設等をき損し又は滅失した者及び前条の規定に違反した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛騨市ロスト・ライン・パーク条例（案）要旨

1 制定の趣旨

鉾山の町として歩んできた歴史と文化を伝える旧神岡鉄道や鉾山に関する財産を活かした施設を整備し、市民の関心や知識の向上及び地域の観光資源としての活用に供し、市の活性化を目的とした施設の設置に伴い制定するもの。

2 設置の概要

名 称	飛騨市ロスト・ライン・パーク
位 置	飛騨市神岡町東雲1327番地2

3 施行日 平成29年4月1日